

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十四第

行發日一月三年二十和昭

論叢

賣上税の課税方法 法學博士 神戸正雄

國民生命史觀 經濟學博士 石川興二

貸借對照表の問題 經濟學博士 蜷川虎三

時論

輸入統制の目的 經濟學博士 谷口吉彦

研究

國際的再保險と爲替相場の變動 經濟學士 佐波宣平

シユラーの保護貿易論 經濟學士 岡倉伯士

ミッダルの貨幣論について 經濟學士 服部新一

說苑

土地利用組合に關する一資料 經濟學博士 八木芳之助

スタハノフ運動 經濟學士 大塚一朗

農民の税外負擔 經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

説苑

土地利用組合に關する一資料

保證 中津信用販賣購買利用組合
責任

の土地利用事業

八木芳之助

現下我國の土地問題解決上、産業組合組織による土地利用組合が果しつゝある役割を知るのは、興味深い事柄である。¹⁾茲に紹介する中津信販購利組合は神奈川縣愛甲郡中津村にある。中津村は神奈川縣の中央、厚木町の東北三里、相模川と中津川との中間に位し、戸數五八四戸の農村にして、その土地は概して平垣、大部分は畑地(四七一町歩)であり、兩川の沿岸水利の便ある處に七七町歩餘の水田がある。中津村は古來から養蠶を營み、畑地の過半は桑園である。最初中津産業組合は共同製絲の目的を以て、大正六年有限責任中津村信用生産組合として設立された。その後關東震災に遭ひ一時事業を中止したが、大正十五年に之を復活し、組合員を増募し、信用事業の振興を圖り、從來の持

寄製絲を全廢して現在の供繭制組合製絲とした。昭和二年には農業倉庫を新設し、昭和五年度より購買事業を開始し七年末本村が經濟更生村の指定を受くるや、地主小作人間の融和を圖り、小作人の耕作權安定を期するため、土地利用事業を開始し、また社會的施設としては助産婦(産婆)利用事業を開始し、八年には其の組織を保證責任に變更し、九年には肥料配合所を新設し、十年には自家用發電所を建設し、自家用一切の電力、電燈を自給し、餘剰電力を以て製氷所を建設し、之によつて蠶種の冷蔵を行ひ、組合農家の發熱病人に對しては、氷塊を無償で配給してゐる。之より先、神奈川縣北部の組合製絲の不振に促されて、その整理廢合の議起り、他の各組合製絲工場は之を廢止し、本組合製絲工場は之を改築増設して、之に關する設備一切を新設の縣聯合會に讓渡することゝなつた。従つて今日の中津信販購利組合は直接には製絲事業を行はない四種事業兼營組合である。昭和十一年十二月末現在に於ける本組合の組合員總數は六一七人にして、其の内譯、地主五八人、自作一三三人、自作兼小作二四六人、小作一八五人、その他五人である。²⁾

中津村に於ける小作經營耕地面積は二八一町歩にし

- 1) 拙稿、土地問題と産業組合(經濟論叢、第四十三卷第二號)参照。
- 2) 中津村の總戸數は584にして、そのうち專業農家39戸、兼業農家131戸、商業者25戸、工業者29戸、漁業者2戸、其他15戸である。
- 3) 中津信販購利組合の組合員數が中津村の總戸數より多いのは、この組合の區域内には愛甲郡中津村の外に、同郡依知村、下川入村、高峰村角田字箕輪字梅澤字小澤、津久井郡湘南村を含むからである。

て、之が貸借契約は舊來の慣習に據り行はれてゐたが、近時一般經濟界の不況に因り小作料の延滞者増加し、地主に於ても向上せる生活費と其の收入との均衡を得ず、所有地を處分する傾向を來し、この儘の状態を繼續せんか、小作人は耕作權の安定を期する能はずひいて耕地の荒廢を惹起する虞があつたので、此等の弊害を排除し、小作人の耕作權安定を圖り、地主に對する小作料支拂を圓滑ならしめ、徐々に自作農家を創設する目的を以て、昭和七年十二月産業組合に於て土地利用事業を開始するに決し、昭和八年度より之が實施を見るに至つた。即ち(1)組合は區域内の地主及び小作人間の圓滿なる協調を圖るため、地主より土地管理の委託を受け、之を一般の小作料よりも低額を以て組合員に貸付ける。(2)組合に委託されたる土地は將來地主より小作者に賣り渡すを本旨とし、地主は組合の了解なくして他に之を賣渡するを得ないこととし、小作者の擁護に努めてゐる。^(注一)

(注一) 中津村の廣狹別土地所有者戸數を見るに、一町

土地利用組合に關する一資料

未滿二三四戸(六四・三%、全國平均は七四・七%)、一町以上九四戸(二五・八%、全國平均は一七・七%)、三町以上一七戸(四・七%、全國平均は四・四%)、五町以上一四戸(三・八%、全國平均二・二%)、十町以上五戸(一・四%、全國平均一・〇%)、計三六四戸(一〇〇・〇%)である。即ち中津村に於ては土地所有の集中が全國平均よりも稍高い。中津村の自營農家總戸數五二三戸(一〇〇・〇%)のうち、自作一〇七戸(二〇・五%、全國平均は三一・〇%)、自作二二九戸(四二・一%、全國平均は四二・二%)小作一七六戸(三七・四%、全國平均は二六・八%)にして、本村は全國平均よりも自作農戸數が少ない。

昭和十一年十二月末現在に於ける中津産業組合の管理土地面積並に利用料(昭和十二年度)を掲ぐれば左の如くである。

| 地目 | 面積 | 利用料 |
|----|---------|---------------------------|
| 水田 | 六六町一反二畝 | 七七二・五〇 <small>石</small> |
| 畑 | 四二町〇反八畝 | 三、三六〇・五〇 <small>町</small> |
| 山林 | 五反二畝 | 四・〇〇 |
| 宅地 | 六、七二一坪 | 六二八・六〇 |

以下、本組合の管理する水田、畑及び宅地に就て、そ

4) 從來より水田小作料は米納にして、1反歩當り上田1石3斗5升、中田1石2斗、下田9斗である。畑小作料は金納にして、絲價の變動により増減あるも、昭和二年以降は1反歩當り上畑17圓、中畑10圓20錢、下畑8圓40錢である。小作契約は證書によるもの6割、口頭契約4割、小作契約期間は普通田畑3年乃至5年桑園5年乃至10年であるが、期限滿了後も引續き繼續小作される。

の土地利用事業をより詳細に紹介しよう。

三

先づ本組合の管理する水田、六六町一反二畝につき、面積別水田提供者數と其の面積、水田面積別利用者數と其の面積を示さう。

| | | | | | |
|--------|----|------|--------|----|-------|
| 提供水田面積 | 人員 | 面積 | 利用水田面積 | 人員 | 面積 |
| 一町歩以下 | 一人 | 一・一畝 | 五段以下 | 二人 | 五三・四畝 |
| 三町歩以下 | 二 | 三五・〇 | 一町以下 | 三 | 七九・六 |
| 五町歩以下 | | | 二町以下 | 三 | 三八・二 |
| 十町歩以下 | | | | | |
| 十町歩以上 | | | | | |
| 計 | 四 | 六一・三 | 計 | 二五 | 六一・三 |

即ち水田の提供者は四人にして、その内三人で合計三町六反一畝を提供するに過ぎない。残りの六二町五反一畝は本村の耕地整理組合が産業組合に管理を委託するものである。水田を利用する組合員に就て見るに、五反以下を利用する者が最も多い。

従つて中津産業組合の土地利用事業に關しては、右の耕地整理組合の事業に觸れる必要がある。從來本村需要の半

をも充すに足らなかつた生産米を増殖して、村内の米自給を圖るため、大正十一年に耕地整理組合が設立され、相模川右岸一帯の荒蕪地約八〇町歩の開墾が企圖され、岩壁三百五十間の隧道を穿つて用水取入口を設け、河川に沿ふて堤塘を築き、大正十四年竣工し、その結果、開田六二町歩開畑五町歩、宅地一町六段歩、山林一二町歩となつた。既

に大正十三年度には開田一三町歩に於て組合直營の稻作を行つたが、工事竣工後、十四年度よりは組合員に假換地して、之を個人經營に移し、小作料は委員會を組織して、耕土の深淺、灌漑の便否、位置の良否等を參酌し、前年の收穫歩合より推定して一反歩當り之を左の如く決定した。

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|------|------|
| 査定等級 | 初年度 | 二年度 | 三年度 | 四年度 | 五年度 |
| 一等 | 八斗 | 一石 | 一石二斗 | 一石三斗 | 一石四斗 |
| 二等 | 七斗 | 九斗 | 一石一斗 | 一石二斗 | 一石三斗 |
| 三等 | 六斗 | 八斗 | 一石 | 一石一斗 | 一石二斗 |
| 四等 | 五斗 | 七斗 | 九斗 | 一石 | 一石一斗 |
| 甲等 | 四斗 | 六斗 | 八斗 | 九斗 | 一石 |
| 乙等 | 協定 | 協定 | 協定 | 協定 | 協定 |

而して耕地整理組合の開拓した水田の所有者は次表の如くなつてゐる。

即ち耕地整理組合の内部に於ける土地所有は分散されてゐる。而してこの開墾水田は相模川に沿ふて南北約三〇町

5) この工事費總額(事務費、創立費、建物代を加ふ) 319,213圓58錢にして、國庫助成金148,636圓02錢、縣費補助 50,764圓、村費補助 450圓を差引き、殘額 119,363圓56錢は組合の借入金を以て充當し、事業を經營して來た。

| 所有面積 | 所有者數 | 面積 | 備考 |
|-------|------|------|----------------------|
| 一反歩以内 | 二六 | 九・二 | 共有地を 分割した る者多し |
| 三反歩以内 | 七 | 一四・八 | |
| 五反歩以内 | 九 | 七・六 | |
| 一町歩以内 | 四 | 九・六 | |
| 一町歩以上 | 二 | 三三・九 | |
| 計 | 三三 | 六五・一 | |

交換を行ふたのである。

昭和八年度より右開墾水田の管理が産業組合に委託されることとなつた。この際、その小作料は従前の確定小作料通りとされた⁶⁾。但し凶作に際しては減免が行はれる。この減免の方法は、組合の管理田と否とに拘らず、中津村全般に就て、農會に於て自作農よりなる委員會を設け、地主小作人間の諒解を求めて決定する。この減免の基準は、收穫高二割減の場合は一割引、三割減の場合は二割引、四割減の場合は四割引となつてゐる。産業組合の管理田に關しては、昭和九年度は開墾新田に對しては四割引、舊田に對しては二割七分五厘引、十年度は新田二割七分五厘引、舊田一割

土地利用組合に關する一資料

の間にあるので、この附近に散在する農家は夫々自家に最も近い便利な水田を耕作し得るやう相互に耕地の

五分引とした。この小作料減免は土地提供地主の連帶負擔とする。尙ほ組合は獎勵米として、小作人に玄米一俵に付、一等米には二升、二等米には一升五合、三等米には一升、四等米には五合を支給してゐる。

田の小作料は十二月末日迄に組合の指定する日時及び場所に搬入して納めるものとするが、離れた部落へは組合から自動車を以て徴集に出張する。之には一俵當り五錢乃至七錢の運賃を要するが、之は組合の負擔とする。かくて納付された玄米は組合に於て適時に全部共同販賣に附し、共同計算制によつて土地提供地主に支拂ふ。而して組合の經費に充てるため、玄米一俵につき二十錢の手數料を土地提供地主から徴收する。この二十錢の内には販賣手數料及び倉庫の保管料が含まれてゐる。従つて水田を利用する小作人からは、手數料は之を毫も徴收しない。

現在の處、耕地整理組合關係の新田に就ては、産業組合に納付された小作料は之を水田提供地主に配分せず、この小作米の賣却金を以て耕地整理組合の借入金

6) 中津村に於ける水田の收穫高は一反歩當り平年作に於て上田3石、中田2石5升、下田2石であり、その小作料は上田1石3斗5升、中田1石2斗、下田9斗5升となつてゐる。之は産業組合の管理する水田に於ても同様である。

の償還に充當してゐる。⁷⁾

四

次に中津産業組合の管理する畑、面積は四二町八畝であるが、之が提供者及び利用者は、左の如くなつてゐる。

| 提供畑面積 | 人員 | 面積 | 利用畑面積 | 人員 | 面積 |
|-------|----|-------|-------|-----|-------|
| 一町歩以下 | 八人 | 四〇・六反 | 五反以下 | 一七人 | 一六・三反 |
| 三町歩以下 | 五 | 九・七 | 一町以下 | 二 | 五・四 |
| 五町歩以下 | 三 | 九七・〇 | 二町以下 | 五 | 三三・二 |
| 十町歩以下 | 一 | 七・二 | | | |
| 十町歩以上 | 一 | 一三・四 | | | |
| 計 | 一八 | 四〇・八 | 計 | 一七 | 四〇・八 |

この畑の提供者は凡て個人地主である。利用者としては五反歩未満が最も多い。昭和八年産業組合が畑の管理を委託されるに際し、組合は地主より當時の小作料より一割二分減を以て賃借し、之を五分引にて耕作人に賃貸することとした。而して此の七分の格差は之を組合の利用手数料として、組合が收得するものであ

る。従つて畑地利用に關しては、組合は地主からも、小作人からも手数料を毫も徴收しない。而して中津村一般の畑小作料は昭和二年以降、一反歩當り上畑一七圓、中畑一〇・二圓、下畑八・四圓となつてゐるから、組合員は之よりも若干低い小作料で組合から畑地を借入れる譯である。中津村に於ける普通桑園一反歩の總收益(昭和十一年度)は、四七圓であるから、畑小作料は畑小作料に比して割安となつてゐる。⁸⁾ 之は同村に於ける水田の稀少に基くものであらう。

畑小作料は金納小作料たる關係上、從來は七月及び十二月の二期分納であつたが、産業組合が畑地の管理を引受けて以來、之を改めて、小作料は六月、十月、十二月の三期に各三分の一宛分納することとしたから小作人にとつて極めて便利となつた。而して組合員たる畑小作人が養蠶を行ひ、組合に供繭する場合には、畑小作料の第一回支拂分は春繭代金の假渡金より、第二回支拂分は秋繭代金の假渡金より、第三回支拂分は春繭及秋繭の清算金から差引くこととなつてゐる。

7) この耕地整理組合の昭和12年2月5日現在に於ける借入金現在高(日本勸業銀行よりの)は132,819圓にして、その年賦金は10,616圓であるから、小作料を以て充分に之を償還することが出来る。
 8) 春桑收穫量300貫、30貫につき2圓70錢、秋桑120貫、1圓に付6貫目の割合にて、桑園1反歩總收益47圓となる(昭和11年度)。
 9) 脚註6)參照。

畑小作料は金納たる關係上、減免を行ふ機會は少ない。組合の畑地管理以來、昭和十年度に於て一回、五分の減免を行つたに過ぎない。更に中津組合の管理する宅地の提供者及び利用者を見るに次の如くなつてゐる。

| 提供宅地面積 | 提供人員 | 面積 | 利用宅地面積 | 人員 | 面積 |
|--------|------|------|--------|----|-------|
| 五十坪以下 | 一人 | 五、五 | 五十坪以下 | 六人 | 二四六 |
| 百坪以下 | | 五、五 | 百坪以下 | 七 | 五二四 |
| 五百坪以下 | 二 | 五、五 | 百坪以上 | 五 | 五、五 |
| 五百坪以上 | 四 | 六、三〇 | 計 | 一八 | 一、〇七二 |
| 計 | 七 | 六、三〇 | | | |

宅地の利用料は年額一坪十錢乃至三十錢、普通二十錢である。但し耕地整理組合の移住奨勵宅地三、五八五坪の利用料は百五十坪當り四圓となつてゐる。宅地利用料の納期は畑地と同様、六月、十月、十二月の三期分納である。¹⁰⁾

五

以上に亙り中津産業組合の土地利用事業に就き其の

土地利用組合に關する一資料

概況を紹介した。本事業の特徴を擧ぐれば

(1) 開墾水田の管理を産業組合に委託し、借入開墾費用の償還計畫を確立したること。

(2) 水田管理に關しては、水田提供地主のみより手数料を徴收し、利用者たる小作人よりは之を徴收せざること。且つ遠方部落からの利用料納入者に對しては、組合に於て其の運搬費を負擔すること。

(3) 畑地の管理に關しては、小作料を改定し、舊來の小作料より一割二分引にて地主より借受け、之を五分引にて小作人に貸付け、その格差七分を組合の手數料に當て、從つて組合員たる地主及び小作人より毫も手數料を徴收せざること。

(4) 畑小作料の納付を三期分納とすることによつて、養蠶收入獲得期に之を適應せしめたること等の諸點が擧げられる。

尙ほ本組合當事者の言によれば、「この事業開始以來、利用耕作者には著しく好感を與へたる爲、小作料の拂込は組合を先にし、他の地主を後にする傾向は自

10) 本組合への山林の提供者は6人にして、何れも1町歩未満である。山林の利用者も6人にして、何れも5反歩以下である。山林の利用は毛上採取の目的である。

然的となり………水稻不作の爲、田地小作料輕減の際も組合は先んじて圓滿の解決を爲し得たる結果、村内一般に速に圓滿なる解決を爲すことを得たり」としてゐる。かゝる地主小作人間の圓滿なる協調の外に産業組合自體としては、(1)土地利用事業の開始により、組合員の組合に對する關心を高め、他種事業も旺盛となる。(2)土地利用事業の開始により、地質に適した産業組合の配合肥料を利用することが出来る。(3)土地利用者は少くとも一年に三回、小作料支拂のため組合を訪づれるから、勢ひ組合との關係を密接にする等の利益がある。

最後に本組合と組合員たる地主及び小作人の關係につき一言する。本組合の土地利用規約第四條に「地主は提供せる土地を將來耕作人に賣渡すを本旨とし、組合の了解を得ずして他に賣渡すことを得ざるものとす」と規定して、現在の耕作者を保護してゐる。而して地主が其の土地を小作人に賣渡す場合には、組合が斡旋の勞をとることとなつてゐる。併し組合が地主より土地管理の委託を受ける期間は三ヶ年となつてゐるから、組合が更に組合員たる小作人に管理地を貸付する期間もまた同様に三ヶ年の短期たらざる

を得ない。同村地方の慣習としては、小作期間の滿了後も引續き小作關係が繼續されるやうであるから、實質的には組合員たる小作人の耕作權が確保されるであらうが、局外者から見れば、小作期間が短期である關係上、小作人の地位が尙ほ幾分不安定のやうに思はれるから、何とか工夫して小作期間を今少しく長期ならしめ、以て小作人の其の耕地に對する關係を一層緊密ならしめることが望ましい。遮莫、組合當事者は「村内全部の地主より耕作權を借受け、將來は村内に一人の地主無く、小作人無く、單に組合の土地利用者たる組合員として、明朗なる社會を構成し、更に地主・耕作者間に斡旋の勞を執りて、極力自作農家を創設し、近き將來に於て堅實なる理想郷の殿堂を建設せんとす」と熱意を示してゐる。私は中津村のため、斯かる理想郷の建設が一日も早く實現するやう念願してゐる。

(附記)この調査研究をなすに當り、保證責任神奈川縣生絲販賣購買組合聯合會主事、柳川佐久氏より種々教示を受けた。茲に深謝の意を表する。